

野牛漁業協同組合内共第27号第五種

共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野牛漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第27号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は口頭でしなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

- 第3条 この漁場の区域において、手釣・竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(禁止区域)

- 第4条 第2条の規定により承認を受けた者であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流	1月1日から12月31日まで
野牛川河口から野牛川橋までの区域	10月1日から翌年4月30日まで

(全長制限)

- 第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
うなぎ	40センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		
こい	手釣・竿釣	1日	400円	・1年 3,000円
うなぎ	手釣・竿釣	1日	400円	・1年 3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 野牛漁業協同組合（下北郡東通村大字野牛字釜ノ平251番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者

は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない

遊漁承認別	水産動植物	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス ヒメマス（蔦沼のみ）、ウグイ コイ、フナ、ウナギ	手釣・竿釣	15,000円
溪流魚	ヤマメ、イワナ、ニジマス、 ヒメマス（蔦沼のみ）、ウグイ コイ、フナ、ウナギ	手釣・竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
野牛川護岸工事終了点より上流の野牛川本流
野牛川河口から野牛川橋までの区域

- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
- 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁業監視員証を携帯し、かつ、漁業監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。